

2023 年度自治体キャラバン行動

要望に対する回答書

摂津市

【要望内容】

1. 職員問題

- ① 自治体職員の削減をやめ、緊急時・災害時に住民救済にこたえられる職員配置をすること。その際は非正規ではなく正規職員での採用を行うこと。

【回答】人事課

現在のところ一律的な職員数の削減は行っておらず、業務状況に応じて増員を行った部門もございます。

職員配置については、変化する社会情勢や本市の財政状況等を踏まえ、地方自治体として持続可能な運営の在り方を常に研究し、職員の適正配置及び人材育成等に取り組んでまいります。

- ② 大阪社保協調査によると各市町村の理事者・管理職等のジェンダーバランスが男性に偏り異常である。特に社会保障の担い手の多くは女性であり、さらに子育て・教育・介護等の担い手の多くは女性であるため、女性たちのニーズを的確にとらえ政策化するためには、女性の管理職を増やすことが必須。ジェンダーバランスが偏っていることの理由を明らかにし、積極的な女性の登用を行うこと。

【回答】人事課

本市において、一般行政職員に占める女性職員の割合は、約 36.5%であり、管理監督職員(係長級以上)に占める女性職員の割合は約 20.5%です。特定事業主行動計画における管理監督職に占める女性職員の目標割合の 25%に達しておらず、女性職員の昇任意欲や考え等の分析に努め、昇任試験受験者の増加に向けた取り組みを検討してまいります。

- ③ 大阪には多くの外国人が住んでいるにもかかわらず、大阪社保協調査でもなんら外国人対応をしていない市町村が多い。また、日本が読めて書ける人でなければ対応できない申請用紙が殆どである。ポケトークなどの変換器などの機器では実際の現場では行政用語の変換が難しい。日本語が話せない、読めない書けない外国人のために役所及び区役所に少なくとも数名の外国語対応ができる職員を配置すること。

【回答】人事課

本市では日本語でのコミュニケーションが難しい外国人の方への対応のため、令和3年3月に外国人市民へのわかりやすい情報提供ガイドラインを策定するとともに、令和4年度にやさしい日本語活用研修を実施したところです。また、市役所内において、外国語対応ができる会計年度任用職員を配置しているところです。引き続き、外国人を含めた市民サービス向上のため、外国語対応ができる職員の配置について検討してまいります。

2. こども・シングルマザー等貧困対策関係

- ① こどもの貧困実態調査および「ヤングケアラー」実態調査を実施し、相談支援体制を整備するとともに、介護・家事・育児などの支援体制をつくること。

【回答】子育て支援課

今年度、小学校 5 年生と中学校 2 年生の全児童生徒及びその保護者を対象に、子どもの生活実態調査を大阪府と共同で実施いたします。調査で得られた結果を参考に、第 3 期子ども・子育て支援事業計画を策定する中で、貧困世帯やヤングケアラーに対する支援のあり方についても検討してまいります。

- ② 子ども及びひとり親の医療費助成制度を無料にすること。医療費より負担が重い入院時食事療養費は無料にすること。妊産婦医療費助成制度を創設すること。

【回答】子育て支援課

子育て世帯、ひとり親世帯が医療費の心配なく安心して医療を受けることができるよう、医療費の自己負担を軽減することは支援策として大切であると認識しております。

本市では、ひとり親家庭医療費助成制度では大学まで、子ども医療費助成制度では 18 歳まで対象年齢を拡大する取組みや健康保険制度上の自己負担限度額所得区分がオ（住民税非課税世帯）の方を対象とした入院時食事療養費の助成を行っております。平成 30 年 4 月に持続可能な福祉医療制度をめざし再構築されたものであり、それぞれの制度における医療費や入院時食事療養費の無料化については考えておりません。

【回答】出産育児課

本市においては、妊産婦健康診査において 14 回の助成を行っており、また不育治療費助成を行うなど、近隣他市と比較し母子保健事業の充実を図っているところです。現時点では、妊産婦医療費助成制度の創設は考えておりませんが、他市町村での母子保健事業について情報収集に努めてまいります。

- ③ コロナ禍と物価高で困窮世帯が激増している。独自に地域で活動する NPO、子ども食堂、市民団体等と連携し、フードバンク・フードドライブ・フードパントリー事業を公的な場所の提供など等で支援し、さらには自治体独自にまたは社会福祉協議会等と連携して食糧支援を行うなど、市民に食べ物が届くようにすること。NPO や市民団体が朝食支援や長期休みの食事支援ができるよう事業化し、公的な施設や学校空き教室の無料貸出しを行うこと。

【回答】生活支援課・子育て支援課

ふーどばんく OSAKA やフードドライブなどと連携し、食糧支援を緊急に行う必要のある方への提供体制の整備に努めています。

また、子ども食堂については、実施団体への補助制度を令和 4 年度から実施しております。また実施団体の多くが加入する子ども食堂ネットワークと連携を行い、食料品や物品の確保、広報活動などに取り組んでいます。

社会福祉協議会とも各種相談業務で連携を図っています。

- ④ 小中学校の給食を自校式で実施し、給食費を無償化すること。保育所・こども園・幼稚園などの

副食費を無償化すること。

【回答】教育政策課

小学校給食については、学校給食法に基づき、低学年、中学年、高学年と学年に応じた給食費を負担していただいております。なお、負担軽減策として、就学援助制度をご活用いただくなどしております。

また、中学校給食においては、選択制を採用しており、負担の公平性や財政面から給食費を無償化することは難しいと考えます。

- ⑤ 児童扶養手当の申請時及び8月の現況届提出時にプライバシーに留意し人権侵害を行わないこと。特にDVに関連した離婚については詳細な聞き取りを行うことでフラッシュバックを引き起こし最悪乖離等の状況になる危険性もありうるため細心の配慮を行うこと。面接時に他の制度(生活保護のしおりや奨学金情報等)の紹介を行うこと。外国語対応も行うこと。

【回答】子育て支援課

児童扶養手当の申請時及び8月の現況届提出時において実施する生活状況の聞き取りについては、プライバシーに配慮を行い、内容についても支給決定に必要な最低限のものとしています。またDV関連による受給者への聞き取りについても、必要に応じて関係機関と連携するなど配慮を行い対応しております。

また母子・父子自立支援を2名配置を行い、相談者の状況に応じた制度、窓口を紹介しており、相談時に外国語対応が必要な場合は、AI翻訳機を活用しております。

- ⑥ 学校歯科健診で「要受診」と診断された児童・生徒の受診状況と、「口腔崩壊」状態になっている児童・生徒の実態を調査すること。「口腔崩壊」状態の児童・生徒が確実に受診できるよう、スクールソーシャルワーカーや家庭生活支援員ら第三者による付き添い受診を制度化すること。

【回答】教育政策課・学校教育課

学校歯科健診における児童・生徒の受診状況等については、検診の終了後に調査を行い、その状況の把握に努めております。

また、口腔崩壊状態の児童・生徒への受診の同行については、教育活動ではないため、制度について検討しておりません。

- ⑦ 児童・生徒の口腔内の健康を守るため全小中学校で給食後に歯みがきの時間を設けるとともに、フッ化物洗口に取り組むこと。

【回答】学校教育課

給食後の歯磨き時間の設定等については、各学校の取組であることから、学校と相談していきたいと考えております。

- ⑧ 障がい児(者)が身近な地域で安心して健診や治療を受けられるよう、一次医療圏に所在する障がい児(者) 歯科診療施設を案内するリーフレットなどを作成すること。

【回答】障害福祉課

障害福祉課で配布しております障害福祉ハンドブック内「障害者の歯科診療施設」にて、大阪府ホームページのご案内をしております。

- ⑨ 公営住宅(府営住宅以外)の全戸数と最新の空家数をご教示いただくとともに、「ハウジングファースト」の考え方のもと、空家の目的外使用により家を失った学生、若者、シングルマザー、高齢者などへのシェアハウス等の提供などに取り組んでいる支援団体に無料または安価で貸し出すこと。

【回答】資産活用課

本市の市営住宅については、政策空家を除き、現在空室はございません。

災害被害者や犯罪被害者を対象として、政策空家を一時的に目的外で使用できることとしておりますが、ご要望の目的外使用は検討しておりません。

3. 医療・公衆衛生(コロナ5類対応も含)

- ① 新型コロナ対策について

・厚生労働省との交渉では保健師の配置については都道府県の要望に応じて対応する旨の回答がある。府の対策本部会議でも懸念されている「新たな流行が想定を超える感染者が生じた時」の対応に向けた対策について、管内保健所の機能強化と保健師など人材確保について大阪府に対して強く要請すること。

【回答】保健福祉課

感染症対策等において、保健所が担う役割は大きく、協力・連携体制を強化するとともに、市として機会を捉え、市長会等を通して保健所機能強化を働きかけていきます。

・移行期間終了後(9月以降)の入院調整について、府の対策本部会議の専門家の意見で指摘された「地域の医療機関から保健所へ連絡を行う際は専用のホットライン」の設置について、管内保健所での検討を要請すること。

【回答】保健福祉課

新型コロナウイルス感染症に係る入院医療体制については、大阪府が取組まれています。今後、市内の医療機関や市医師会から要望を受けた場合は管轄保健所である茨木保健所へ必要な対応を行うよう働きかけていきます。

・5月8日以降、大阪府は配食サービスやパルスオキシメーターの貸出、訪問看護師による健康観察を終了するとしているが、自治体独自で高齢者世帯や独居の方への支援策として、希望者に対しては引き続き継続すること。

【回答】保健福祉課

国において、5月8日から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけを5類に変更することが決まり、これを受け、大阪府が対策本部会議において今後の対応を決定されております。本市としては、引き続き、今後の感染状況及び国・府の動向を注視してまいりたいと考えております。

② 老人医療費助成制度について

・昨年 10 月から 75 歳以上高齢者で年収が 200 万円以上の方の一部負担が 2 割になった。さらに出産一時金の財源で後期高齢者医療保険の保険料も上げられることが決まった。コロナ禍で暮らしが逼迫している高齢者のいのちと健康を守るためにも自治体独自の老人医療費助成制度をつくること。

【回答】障害福祉課

膨らみ続ける医療費に対する持続可能な福祉医療制度をめざし、平成 30 年 4 月に老人医療制度の廃止及び重度障害者医療への一部移行等による再構築がされたものと認識しており、市独自の助成制度の創設は検討しておりません。

③ 健康保険証とマイナンバーカードの 1 本化について

・国は健康保険証を廃止してマイナンバーカード 1 本化法が審議されている(5 月 16 日現在)。しかし、保険料を全額支払えない家庭に対して自治体で手厚く対応している現在の「短期保険証」の発行も「短期保険証」も廃止するとしている。同法案が成立した場合、自治体独自で「短期保険証」に代わる対応をなど含めて、保険料を全額支払えない家庭に対して自治体で手厚い対応を継続すること。

【回答】国保年金課

保険料の納付が困難な世帯に対しては、納付の相談をしやすい環境を整え、収支の状況を聞き取りしうえで各種減免制度の案内および分割納付の提案を行う等、丁寧な対応を心掛けてまいります。

④ 地域で歯科口腔保健を推進するためには、行政機関とともに活動する歯科医師・歯科衛生士を増やし、体制を拡充する必要がある。保健所・保健センターに歯科医師・歯科衛生士を配置すること。

【回答】保健福祉課

歯科口腔保健については、市歯科医師会と連携を図りながら、引き続き早期における歯科保健指導、成人歯科健診、訪問歯科健診を実施してまいります。

4. 国民健康保険

- ① コロナ禍と物価高の被害を受けている自営業者・フリーランス・非正規労働者はすべて国保に加入しており、国保料引き下げは最も効果的な貧困対策であるのに多くの市町村が黒字を出しながら次年度に繰り入れず基金に積み上げ、保険料の値上げを行なうという事態となっている。元凶は「大阪府国保統一化」であり、そのためにだけ保険料が大幅値上げとなっており、中央社保協大都市調査では大阪府統一国保料が全国一高くなっており、それに引きずられて大阪府内市町村国保料が全国的にも高額となっている。こうしたことから 2024 年度の完全統一を延期すること。さらに少子化対策の障害となっているこどもの均等割をゼロとすること。

【回答】国保年金課

国民健康保険料については、持続可能な医療保険制度の構築に向け、被保険者への過度な負担が生じないようできる限り緩やかな改定となるよう保険料水準の抑制に向けて医療費適正化に努めるとともに、激変緩和措置を行いながら府内保険料の統一に向けた保険料設定を行ってまいりました。これからも大阪府国民健康保険運営方針に基づき、大阪府及び府内市町村と連携しながら安定的で持続可能な国民健康保険事業運営に努めてまいります。

また、子どもの均等割については令和4年度より未就学児に係る均等割保険料の5割を公費により軽減する制度が始まっているところであり、さらなる支援については大阪府市長会等を通じて引き続き国・府に要望してまいります。

- ② 国民健康保険傷病手当を自治体独自に実施、適用拡大をするとともに国に対し制度化するよう意見をだすこと。傷病手当や減免制度の内容、徴収の猶予、一部負担金減免などわかりやすいチラシを独自に作成し周知を行い申請を促す手立てを工夫すること。様々な申請についてはメール申請・オンライン申請ができるよう、ホームページに申請用紙をアップしダウンロードができるようにすること。

【回答】国保年金課

国民健康保険傷病手当金は、任意給付にあたるもので、これまで全国のどの市町村国保でも実施しているところはありませんでした。新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金につきましては、国の財政支援が確約されたことから時限的に被用者を対象に実施しておりましたが、令和5年5月8日から、新型コロナウイルス感染症が、5類感染症に位置づける方針が示されたことを踏まえ、同日以降に新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対する傷病手当金の支給については、国の財政支援の終了に伴い、受付を終了しております。今後も国の動向を注視してまいります。

国民健康保険料の減免につきましては、今後も文書およびホームページを通じて制度の周知を行うほか、納付相談の際、減免に該当すると思われる被保険者にはご案内してまいります。

各種申請手続につきましては、一部手続においてホームページから申請様式がダウンロード可能であるほか、内容の聞取りが必要な手続については電話による内容聞取りが済んだ後、郵送手続による申請を基本として受け付けているところでございます。

- ③ マイナンバーを国民健康保険証とした場合、現場実務者としてどのような問題が起きるのか、具体的に教示いただきたい。

【回答】国保年金課

マイナンバーカードと保険証の一体化については、あくまでも国の政策であり、一保険者としては決定事項を踏まえこれまでどおり必要な医療を安心して受けていただけるよう、被保険者の方に対する必要な手続の周知等に努めてまいります。

- ④ 国民健康保険料の決定通知・納付票・国保のしおり等の外国語対応をすること。

【回答】国保年金課

外国語対応については可能な範囲で行っており、窓口対応の受付を行う際に必要な窓口案内システムについて外国語対応としているところです。

5. 特定健診・がん検診・歯科健診等

- ① 特定健診・がん検診については、全国平均と比較して大きく立ち遅れている自治体については、これまでの取り組みについての分析・評価を行い新たな方策を進めること。特定健診・市民健診の案内等外国語対応をすること。

【回答】保健福祉課

特定健診やがん検診については、従来より受診者の性別・年齢などの分析を行っており、今年度も引き続きその結果を踏まえたグループ化及び受診率の低いグループに対する重点的な受診勧奨を行っております。

- ② 住民の口腔内の健康を向上させ、生活の質を高めるために歯科口腔保健条例並びに歯科口腔保健計画を策定し、地域の実情に応じた総合的な歯科保健対策を推進すること。歯科口腔保健法(2011年施行)では国及び地方公共団体の役割として、国民が定期的に歯科検診を受けるために必要な施策を講ずることが規定されている。成人期の歯科検診や在宅患者・障害者らを対象にした歯科検診の機会が十分に保障されていないことから、検診の対象範囲を広げるとともに、自己負担なく受けられるようにすること。特定検診の項目に「歯科検診」を追加すること。

【回答】保健福祉課

歯科口腔保健計画については、大阪府策定の計画を参考とし、本市の健康増進計画である健康せつ21に包含して策定しました。また、歯科口腔保健条例については、大阪府歯科口腔保健計画として位置づけられているとの府の見解を準拠しております。本市としまして、引き続き早期における歯科保健指導、成人歯科健診、訪問歯科健診を実施してまいります。なお、成人歯科健診における費用につきましては、節目にあたる年齢の方には無料クーポンを送付し、無料で受診いただけるよう取り組んでおります。

6. 介護保険・高齢者施策

- ① 第9期の介護保険料改定にあたっては、高齢者に過大な負担となっている介護保険料を一般会計繰入によって引き下げること。なお、介護給付費準備基金を過大に積み立てている市町村にあっては、取り崩して保険料引下げを行うこと。また、国に対し低所得者の公費軽減を後退させないよう求めるとともに、国庫負担引き上げによる保険料基準額の引き下げを求めること。

【回答】高齢介護課

一般会計からの介護保険事業特別会計への繰入れについて、法定負担割合を超えてこれを行うことは、本来、第1号被保険者の保険料で負担することとなる費用について制度上想定

されない市の一般財源を充てることになるため、費用負担の公平性を損なうおそれがあるものと考えられ、厚生労働省は介護保険制度創設時から一貫して、法定負担割合を超えて一般会計から繰入れを行うことは適当でないとしています。このことから、本市では一般会計からの繰り入れによる保険料基準額の引き下げは行っておりません。

介護保険料は、介護給付額や所得段階別の被保険者数の見込みなどをもとに設定をしております。近年は後期高齢者数の増加に伴い、介護を必要とする被保険者数も増加しており、介護給付費も増加の一途を辿っております。本市の第9期の保険料は、介護給付費等の増加の見込み及び、介護給付費準備基金の全額取り崩し、繰入れを行った上での保険料設定を行ってまいります。

- ② 非課税者・低所得者の介護保険料を大幅に軽減する減免制度を拡充すること。当面、年収150万円以下（単身の場合）は介護保険料を免除とすること。

【回答】高齢介護課

非課税世帯については、従前より国の基準に基づき公費投入による軽減を行っており、更に、本市では世帯全員が非課税で、第2段階または第3段階の保険料が賦課されている方で、かつ1人世帯の収入が120万円以下（世帯員が1人増えるごとに50万円を加算）であるなど、摂津市が定めるすべての基準を満たす方に対して、独自の減免制度を設けております。減免制度については今後も要件等の検討を行いつつ、制度の維持に努めます。

また、国や府に対して、低所得者に対する減免制度の創設を引き続き求めてまいります。

- ③ 介護サービス利用者の負担を軽減するため、低所得者について無料となるよう、自治体独自の利用率減免制度をつくること。介護保険施設・ショートステイ利用者の食費・部屋代軽減措置（補足給付）、自治体独自の軽減措置を行うこと。

【回答】高齢介護課

介護保険制度は、サービス利用に対して、利用者の一部負担を頂くことで成り立っている保険制度であるため、低所得者の無料化は制度設計上、困難であると考え、本市独自での軽減措置は想定しておりません。

なお、社会福祉法人による利用者負担軽減制度について、更なる利用促進のために周知を徹底してまいります。

- ④ 総合事業（介護予防・生活支援総合事業）について

イ、利用者のサービス選択権を保障し、サービスについて、すべての要支援認定者が「従来（介護予防訪問介護・介護予防通所介護）相当サービス」を利用できるようにすること。また、新規・更新者とも要介護（要支援）認定を勧奨し、認定申請を抑制しないこと。

ロ、「訪問型サービス」の単価については、訪問介護員（介護福祉士、初任者研修終了者などの有資格者）が、サービスを提供した場合は、従来額を保障すること。

ハ、いわゆる「自立支援型地域ケア会議」など、介護サービスからの「卒業」を迫り、ケアマネジメントに対する統制を目的とした運用を行わないこと。

【回答】高齢介護課

イ、従来相当サービスを必要とする要支援者が従前相当サービスを使えないということはありません。また、新規・更新者ともに要介護認定審査を受けていただくことが可能であり、認定申請の抑制は行っておりません。

ロ、有資格の訪問介護員による「介護予防・生活支援サービス」について、本市では、従前どおりの報酬単価を設定しております。

ハ、自立支援型地域ケア会議は、介護サービスからの「卒業」を迫り、ケアマネジメントに対する統制を目的とした仕組みではなく、利用者の立場に立ったケアマネジメントに対する支援を目的としています。

- ⑥ 保険者機能強化推進交付金等については、国の「評価指標」に追随し、実態を無視した「介護予防・重度化防止目標」「給付抑制目標」などは盛り込まず、必要な介護サービスが受けられるようにすること。

【回答】高齢介護課

「介護予防・重度化防止」の取り組みは「介護保険の基本理念」に基づき、地域の実情を踏まえて進めるものであり、利用者の心身の状態に応じた適切なサービスを受けられるようにしています。

- ⑦ 高齢者の熱中症予防対策を抜本的に強化すること。実態調査を実施するとともに、高齢者宅を毎日訪問し熱中症にならない対策（クーラーを動かすなど）ができるように、社会福祉協議会、事業者、NPO などによびかけ小学校単位（地域包括ケアの単位）で見守りネットワークづくりなど、具体的施策を実行すること。介護保険の給付限度額の関係で、町の熱中症予防シェルター（開放公共施設）へ介助を得て避難する事が困難なケースへの対策を各自治体が立てること。

【回答】高齢介護課・保健福祉課

高齢者の熱中症対策について、夏場の暑い時期には、熱中症予防についてのさまざまな啓発活動を行っており、また、摂津市の居宅介護支援事業所及び地域密着型事業所に対しても、集団指導において、熱中症について適切な対応及び利用者への声掛け等の指導をしております。

さらに、7月から9月の猛暑となる時間帯において、一部の公共施設を涼める場所として提供しているとともに、市ホームページや広報紙等を通じて、市民に対し周知啓発に努めております。高齢者には、地域の高齢者が集まるリハサロン等で市保健師による啓発などにより、熱中症予防に取り組んでおります。

また、地域においても、ライフサポーターや民生委員の見守り活動において、熱中症への注意喚起のチラシ等を配布して、啓発を行っています。引き続き、現在の見守りの枠組み中で周知に努めてまいります。

- ⑧ 電気料金高騰は高齢者の生活を直撃しているなかで、高齢者が「経済的な理由」でクーラーが利

用できない事態とならないように緊急に電気料補助制度をつくること。

【回答】高齢介護課

電気料金を含めエネルギーや食料品等の価格高騰による負担増をふまえ、令和5年7月より物価高騰支援給付金として、特に経済的に家計への影響が大きい低所得世帯（住民税非課税世帯等）を対象として、1世帯当たり3万円を支給しています。

高齢者を対象とする、市独自の電気料補助制度をつくることは考えていません。

- ⑨入所待機者を解消し、行き場のない高齢者をなくすために、特別養護老人ホームなど介護保険施設及びグループホーム等の整備について、詳細な実態調査を行い、必要数を明確にしたうえで年次的に整備を行うこと。

【回答】高齢介護課

市内の特別養護老人ホームを対象に、年度ごとに入所申込みの状況調査を行っており、待機者数、さらに入所の必要性が高いと考えられる人数を把握しています。

地域密着型介護老人福祉施設及びグループホームの整備計画については、適正なサービスが提供できるよう、介護保険事業計画に基づいた整備調整に努めております。

- ⑩介護人材の不足を解消するため、自治体として独自に処遇改善助成金を制度化し、全額労働者の賃金として支払われる措置を講じること。国に対し、全額国庫負担方式による全介護労働者が、全産業平均の賃金水準に早急に到達できる処遇改善制度を求めること。

【回答】高齢介護課

介護職員にかかる処遇改善については、現行の処遇改善加算及び特別処遇改善制度が実施されており、本市独自で処遇改善助成を行うことは想定しておりません。

なお、処遇の更なる改善及び、現在処遇改善加算の対象となっていない訪問看護や居宅介護支援への対象拡大や、現在の処遇改善の加算のような保険料の引き上げにつながるものではなく、全額を国費補填となるように、大阪府を通じて要望しております。

また、介護人材の不足解消のため、本市では、介護保険事業者連絡会と連携し、福祉就職フェアを開催し、介護職の魅力を発信しております。令和5年度は7月8日（土）に開催し、43名の来場者があり、現在それぞれの事業所で採用に向けた見学等を行っております。この他にも、産業振興課では、テキスト代のみのご負担で受講できる「介護職員初任者研修講座」を開講しております。

- ⑪軽度難聴者への補聴器購入資金助成制度を実施すること。

【回答】高齢介護課

軽度難聴者への補聴器購入資金助成については、国の研究機関において、認知症の発生を軽減する可能性があるとの報告がされているものの、難聴との因果関係については判明しておらず、補聴器による認知機能の低下と予防効果を検証するための研究が行われている状況です。

また、軽度難聴者への補聴器の購入助成については、居住地により取扱いの差が生じることは望ましくないため、国における制度の設計が必要と考えます。令和3年度から国に対して制度の創設を要望しており、国の研究動向を注視しつつ、引き続き国に対して制度の創設に向けて要望を行ってまいります。

⑫介護保険被保険者証のマイナンバーカード化は高齢者及び関係者に多大な負担と混乱をもたらす個人情報の漏洩などの危険性があるため導入しないように国に意見をあげること。

【回答】高齢介護課

介護保険証のマイナンバーカード化につきましては、事務手続きの効率化が期待される点もあると思われませんが、一方で、介護保険サービスが必要な方の中には、保険証の自己管理が困難な方もあり、混乱を招く恐れも考えられます。今後の国の議論を注視してまいりたいと考えます。

⑦ 障がい福祉「65歳問題」と重度障害者医療

(ア) 障害者総合支援法7条は二重給付の調整規定であり、介護保険法27条8項の規定(要介護認定の効力は申請日までしか遡れないこと)との関係から、「できるとき」規定の効力は要介護認定の申請日以降にしか発生しないという法的論拠に基づき運用を行うこと。

【回答】障害福祉課

ご質問の内容と同様に運用しております。

(イ) 日本の社会保障制度の原則は申請主義であることから、障害者に介護保険への申請勧奨をすることはあっても強制してはならないこと、厚生労働省の通知等でも未申請を理由とした障害福祉サービスの更新却下(打ち切り)は認めていないことを関係職員に徹底し、申請の強制や更新却下を防止すること。

【回答】障害福祉課

介護保険への申請の強制や障害福祉サービスの更新却下は行っておりません。

(ウ) 2007年通知「障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等について」・2015年事務連絡「障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項等について」・「介護給付費等に係る支給決定事務等について(事務処理要領:令和5年4月)」に明記されている内容にもとづき運用を行うこと。

【回答】障害福祉課

65歳以上の障害をお持ちの方については原則介護保険サービスを優先して利用していただくこととなりますが、65歳到達前に相談支援専門員から説明を行うとともに、本人の障害特性や心身の

状況、障害福祉サービスを必要とする理由について考慮した上で総合的に判断し、障害福祉サービスの支給決定を行っております。

(エ) 介護保険に移行した一部の障害者にしか障害福祉サービスの上乗せを認めない独自ルールを設けている場合はこれを撤廃し、2007年初出の「適用関係通知」等で厚生労働省が示す基準にもとづく運用を行うこと。

【回答】障害福祉課

ご提示のような独自ルールは設けておりません。

(オ) 介護保険優先は二重給付の調整であり、「介護保険優先」はあくまで原則を示しているに過ぎず、個々の状況に応じて障害福祉サービスの継続も可能な例外があることという事実を、自治体のHPや障害者のしおりなどに正確に記述すること。

【回答】障害福祉課

個別に説明を行うなど適切に対応していると考えております。

(カ) 介護保険対象となった障害者が、介護保険への移行をせず引き続き障害福祉サービスを利用する場合には、現行通りの基準を適用するよう国に求めること

【回答】障害福祉課

ご質問の具体的な状況について解りかねますが、利用者の不利益とならないよう対応しております。

(キ) 介護保険対象となった障害者が、介護保険サービスを利用しかつ上乗せで障害福祉サービスを利用する場合の新たな国庫負担基準を創設するよう国に求めること

【回答】障害福祉課

現在のところ、国に求める予定はございません。

(ク) 障害福祉サービスを継続して受けてきた方が、要介護認定で要支援1、2となった場合、総合事業における実施にあっては障害者に理解のある有資格者が派遣されるようにすること。

【回答】高齢介護課

総合事業のサービスのうち、訪問型(従前相当サービス、訪問型サービスA)及び通所型のいずれのサービスを利用していただくかは、利用者の状態や利用者本人及び家族の希望する生活により、ケアマネジャーが介護予防サービス計画を作成し、そこに位置づけられた必要なサービスが提

供されることとなります。

本市の訪問型サービスにおいては、従前相当サービスは介護初任者研修(旧ヘルパー2級)以上の修了者、訪問型サービスAは訪問型サービスA従事者研修の修了者の派遣となります。介護初任者研修(旧ヘルパー2級)研修においては障害者の理解についての内容があり、また、本市が実施する訪問型サービスA従事者研修においても、障害者の理解についての内容を設けております。

なお、本市では障害福祉サービス事業所が指定を受けてサービスを提供する、共生型サービスも創設しております。

(ケ) 障害者の福祉サービスと介護サービス利用は原則無料とし、少なくとも市町村民税非課税世帯の利用負担はなくすこと。

【回答】障害福祉課

市町村民税非課税世帯の方の障害福祉サービスの利用については、無料としております。

(コ) 2018年4月診療分より見直された重度障害者医療費助成制度において、自治体独自の対象者拡大・助成制度の創設を行うこと。

【回答】障害福祉課

膨らみ続ける医療費に対する持続可能な福祉医療制度をめざし、制度を再構築されたものと認識しており、市独自の対象者拡大や助成制度の創設は検討しておりません。

⑧ 生活保護

(ア) コロナ禍の中においても生活保護申請数、決定数が伸び悩んでいる。特に申請を躊躇わせる要因となっている意味のない「扶養照会」は行わないこと。窓口で明確に申請の意思を表明した場合は必ず申請を受理すること。2022年度の扶養照会件数と扶養に結びついた件数を教示いただきたい。

【回答】生活支援課

扶養照会につきましては、令和3年2月26日付け厚労省事務連絡「扶養義務履行が期待できない者の判断基準の留意点等について」の内容を踏まえ、適正に対応してまいります。なお、令和4年度の扶養能力調査件数は3,161件で、そのうち扶養に結び付いた件数は0件です。

申請の意思を表明された場合につきましては、申請権の侵害とならぬよう、相談者の意思に沿った対応を行っております。

(イ) 札幌市や大阪でも寝屋川市などが作成されている「生活保護は権利です」という住民向けポスターを作成し役所での掲示や広報への掲載を行うこと。

札幌市生活保護ポスター <https://www.city.sapporo.jp/fukushi-guide/documents/hogoposter.pdf>

【回答】生活支援課

生活保護制度が権利であることはホームページに記載をしております。また令和5年10月の基準改定に合わせて「生活保護のしおり」の修正を予定しており、その際に生活保護制度が権利であることより分かりやすく表記し、市民へ周知できるよう努めてまいります。

- (ウ) ケースワーカーについては「福祉専門職」採用の正規職員で、最低でも国の基準どおりで配置し法令違反をしないこと。ケースワーカーの研修を重視すること。各地の受付面接員による若い女性やシングルマザーに対する暴言による被害が大阪社保協への相談や2020-2022年度に実施された全国一斉コロナホットラインで多数報告されている。窓口で申請者に対して申請権侵害など人権無視の対応は行わないこと。

【回答】生活支援課

生活保護のケースワーカーにつきましては、社会福祉主事を任命された正規職員を全員配置しております。また、配置についても人事担当部局と随時協議を行っています。

ケースワーカーの研修につきましては、新任ケースワーカー向けに生活保護制度や他法他施策の研修を実施しています。また、コロナ禍で深刻化した孤立・孤独の問題に対応するひきこもり支援研修会やヤングケアラー支援研修会、被保護者・要支援者の高齢化に伴って需要が拡大している成年後見制度の研修や認知症サポーター研修、複合的な課題を要する方に総合的な支援を行うための重層的支援体制整備事業に係る担当者会議など、複雑化・多様化するニーズに対応すべく、様々な研修に積極的に参加しております。

また受付面接につきましては生活保護制度に明るいケースワーカーが持ち回りで対応しており、不安な気持ちで来所される方に安心感をもっていただけるように相談者の気持ちに寄り添いながら、主訴を傾聴しており、申請権の侵害とならぬよう、相談者の意思確認を行い、その内容を記録に留めるような対応を行っています。相談状況につきまして、管理職及び査察指導員が報告を求め、申請権や人権の侵害が発生しないように努めています。

- (エ) シングルマザーや独身女性の担当は必ず女性ケースワーカーとし家庭訪問も必ず女性ケースワーカーが行くこと。そうでなければ人権侵害であることを認識すること。

【回答】生活支援課

人員体制上の問題から必ずしも女性の職員で対応することはできていませんが、男性・女性に関わらず、丁寧な対応に努めております。

- (オ) 自治体で作成している生活保護の「しおり」は生活保護利用者の権利性を明記し制度をわかりやすく、必要な情報を正しく解説したものとすること。「しおり」と申請書はカウンターなどに常時配架すること。(懇談当日に「しおり」「てびき」の内容を確認しますので、必ず作成しているものの全てと申請用紙を参加者全員にご配布ください)

【回答】生活支援課

「生活保護のしおり」につきまして、権利や義務、制度概要について、わかりやすいように記載しており、窓口への常備・ホームページへの掲載を行っております。また、制度説明を行う際には生活保護のしおりを用い、より具体的な内容を補足しながら、理解しやすい説明を行っております。特に支給可能な扶助がある場合や受給できる可能性がある場合は、ケースワーカーがあらかじめ具体的な扶助内容や支給要件などを紙にまとめた上で被保護者に直接説明を行うなどし、積極的な申請を助言しております。

(カ) 国民健康保険証なみの医療証を国でつくるよう要望すること。当面、休日、夜間等の福祉事務所の閉庁時や急病時に利用できる医療証を発行すること。また、生活保護受給者の健診受診をすすめるため、健診受診券の発行など周知徹底させること。以上のことを実施し、生活保護利用者の医療を受ける権利を保障すること。

【回答】生活支援課

令和5年度中にマイナンバーカードを利用したオンライン資格確認が導入されるとの国の方針もありますので、国の動向を注視してまいります。

現在継続的に通院されている方につきましては、医療要否意見書に基づいて、自動的に医療券を送付する対応をとっており、休日・夜間等で通院が必要な状況が発生した場合には、事後対応にて医療券を送付する対応を行っております。

また、健診受診につきましては、新たに生活保護を受給された方や在宅生活をしておられる18～64歳のうち継続的に医療機関にかかっていない方に対し、疾病予防、健康維持の観点から受診勧奨を行っております。

(キ) 警察官 OB の配置はやめること。尾行・張り込みや市民相互監視をさせる「適正化」ホットライン等を実施しないこと。

【回答】生活支援課

警察官 OB の配置及び適正化ホットラインの実施予定はございません。

(ク) 生活保護基準は、2013年7月以前の基準に戻し、住宅扶助基準と冬季加算も元に戻すこと。

【回答】生活支援課

平成27年4月14日付け厚労省社援発0414第9号「生活保護法による保護の基準に基づき厚生労働大臣が別に定める住宅扶助(家賃・間代等)の限度額の設定について」の内容を踏まえ、適正に対応しております。また被保護者の方がお住いの賃貸住宅の家賃が近隣の家賃相場等より明らかに上回る場合は、貸主などに家賃の引き下げが可能か確認を行うよう助言をおこなっております。

(ケ) 住宅扶助については、家賃・敷金の実勢価格で支給し、平成27年4月14日の厚生労働省通知に基づき経過措置を認め、特別基準の設定を積極的に行うこと。

【回答】生活支援課

平成 27 年 4 月 14 日付の厚生労働省社会・援護局長通知に基づき、被保護世帯の個別の状況を考慮した上で、必要に応じて経過措置等の対応を行っております。

(コ) 医療抑制につながる医療費の一部負担の導入と、ジェネリック医薬品の使用の義務化、調剤薬局の限定は実施しないよう国に求めること。

【回答】生活支援課

医療扶助の課題整理にあたっては、さまざまな観点からの議論が必要であると考えます。

(サ) 国に対し、大学生、専門学生の世帯分離は、あくまで世帯の意思を尊重することを国に要望すること。

【回答】生活支援課

大学生、専門学生の世帯分離の取り扱いにつきまして、被保護世帯の状況を聞き取り、適宜対応を行っております。

⑨ 防災関係

- ① 災害時の避難所である小学校の体育館の冷暖房、全てのトイレの様式化を速やかに実施すること。整備率を明らかにすること。

【回答】教育政策課

災害時の避難所である小中学校体育館への空調設備導入につきましては、令和 3 年度から順次取り組んでおり、令和 4 年度末時点で 2 校(小学校 1 校、中学校 1 校)に導入しております。

また、小中学校トイレの便器洋式化につきましては、小中学校体育館への空調設備導入を優先しているため、現在 54.0%の導入率となっております。

整備率等につきましては、「摂津市の教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告書」にて記載しており、HP に掲載しております。

- ② 高層住宅が増えてきている。高齢者、障害者が災害時に高層住宅で日常生活を維持するには多くの困難を抱えるため、特別な支援対策を講じ、住宅管理者に対しても指導・啓発活動を実施すること。

【回答】防災危機管理課

災害時に、高齢者や障害者などの自力で避難することが難しい方が、迅速かつ安全に避難できるよう災害時要援護者支援制度を設けております。支援を必要とされる方から申請を受け付けし、地域の支援者の方々に、その情報を提供・共有することにより、日頃から防災訓練に役立て、地域での連携を強化し、災害時に備える制度です。

また、管理組合などによる防災訓練実施時においては、居住者の防災対策への意識向上など、引き続き周知啓発してまいります。